

**館林市邑楽郡 4 町障がい者基幹相談支援センター運營業務委託に係る公募型プロポーザル
審査基準及び審査方法**

1 基本的事項

優先交渉権者の選定にあたっては、公募型プロポーザル方式を採用し、審査基準に基づく評価の点数が最も高い参加者を優先交渉権者とします。

2 審査基準

審査基準は、以下のとおりとします。

No.	項目	審査基準
1	法人の実績・安定性	①法人の方針は、障害福祉に資するものとなっているか ②法人の経営基盤は安定しているか ③ 1 市 4 町圏域における障害福祉に関する事業の実績はあるか
2	運営方針	④基幹相談支援センターの趣旨や役割を十分に理解しているか (重点項目 1) ⑤ 1 市 4 町圏域の地域性を十分に把握しているか
3	事業計画	下記の業務内容についての理解度、具体性、妥当性、実効性があるか ⑥相談支援事業所の後方支援 (重点項目 2) ⑦地域の相談支援体制強化の取組 ⑧困難事例への初動対応 ⑨権利擁護 (成年後見制度等) に関する業務 ⑩自立支援協議会活動の推進に関する業務
4	人員体制	⑪配置予定職員の経験・実績は十分か ⑫欠員が生じた場合の職員確保の方策は十分か
5	収支計画	⑬収入科目・支出項目、額等は適正か
6	プレゼンテーション	⑭参加姿勢が真摯であり、運営に対する意欲及び積極性があるか ⑮法人の強みや特色ある取組を活かした創意工夫が図られているか
7	自由提案	⑯自由提案の内容の他、提案意欲、姿勢等、特に評価できる事項があるか※
8	見積金額	⑰参考見積金額により決定する。(審査方法参照) (重点項目 3)

※特に評価できる事項があれば、その理由を記載して加点できるものとする。

3 審査方法

- (1) 各審査委員が提案書及びプレゼンテーションの内容について、審査基準①～⑰ごとに6段階で評価し、以下のとおり採点します。

(例)

優れている (5点)	良い (4点)	標準 (3点)	やや劣る (2点)	劣る (1点)	提案なし (0点)
---------------	------------	------------	--------------	------------	--------------

- (2) 館林市邑楽郡4町障がい者基幹相談支援センターの運営方針、事業計画の相談支援事業所の後方支援及び見積金額については、重点項目1～3とし、点数を2倍とします。

(加点係数2倍)

- (3) 参考見積書の評価（以下「価格点」という。）の方法については、参考見積書により提示された金額が最低である参加者を1位とし、10点を付与するものとし、他の参加者の得点は、1位の価格（最低提案価格）との比率により算出します。なお、価格点の採点については、下記の計算式で算出することとします。

価格点＝（最低提案価格/当該提案価格）×10

※小数点第1位を切り捨てます。

例：A事業所の提案価格が1,000万円、B事業所の提案価格が1,200万円の場合

A事業所の価格点＝10点（最低提案価格のため）

B事業所の価格点＝8点

計算式：（1,000（A事業所の提案価格）/1,200（B事業所の提案価格））×10

4 優先交渉権者の選定（優先順位の決定）

- (1) 審査委員の総合計得点が最も高い参加者から順に、優先交渉権者として館林市邑楽郡4町と協議することができるものとします。総合計得点と同数の場合は、重点項目の合計点がより高い参加者を優先交渉権者とし、重点項目の合計点も同数の場合は、審査委員の合議による優越の比較を行い、優先交渉権者を決定します。
- (2) 審査員がすべて満点とした場合の総合計得点の60%を基準点とし、参加者の提案がこの基準点に達しない場合は不適格とします。

(例) 全審査委員5人の合計点の満点は500点、したがって基準点は300点となります。

(審査基準①～⑰×5点) + (重点項目1～3×5点) = 100点（1人当たりの満点）

(審査基準①～⑰×3点) + (重点項目1～3×3点) = 60点（1人当たりの基準点）

5 その他

- (1) 企画提案書等の著作権は参加者に帰属します。ただし、館林市邑楽郡4町が本プロポーザルの評価及び議会報告等に必要と判断した場合は、当該目的に限り企画提案書等の使用、複製及び公開を無償で行うことを了承するものとします。
- (2) 本プロポーザルへの参加に要する経費については、全て参加者の負担とします。また、提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。